「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令」について

2026 年３月 31 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

１．改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和６年デジタル庁・総務省令第９号。）の改正に伴い、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則について所要の改正を行うものです。

２．意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続は実施していません。

３．その他

本件は、本日公布され、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和８年４月１日）から施行されることとなります。